

令和8年度

公用車売払いのご案内

参加申込期間	令和8年9月1日(火)～15日(火)	午後5時必着
入札期間	令和8年9月1日(火)～25日(金)	午後5時必着
開札日時	令和8年9月30日(水)	午前10時から 安中市役所本庁舎 中会議室1-A

安中市 企画政策部 財政課 資産活用係

TEL 027-382-1111(内線1055)

【 入札の流れ 】

入札参加申込期間	<u>令和8年9月1日(火)～令和8年9月15日(火)</u> 午前9時から午後5時まで ※期間内必着 提出書類を期間中に郵送または持参
入 札 期 間	<u>令和8年9月1日(火)～令和8年9月25日(金)</u> 午前9時から午後5時まで ※期間内必着 提出書類を期間中に郵送または持参
開 札 日 時	<u>令和8年9月30日(水) 午前10時から</u> 安中市役所 本庁舎2階 中会議室1-A 入札者または代理人がご来庁ください ※来庁は必須ではありませんが、落札後の手続きをスムーズに行うためにできる限り来庁をお願いいたします。
契 約 締 結 期 間	<u>令和8年10月1日(木)～令和8年10月15日(木)</u> 午前9時から午後4時まで 契約書に記名または署名し、及び押印して期間中に持参
売買代金納付期間	<u>令和8年10月1日(木)～令和8年10月22日(木)</u> 指定金融機関または会計課で納付
引 渡 し	<u>令和8年10月29日(木) 午後5時まで</u> 売買代金の納付を確認した後に車両の引渡し ※ 車両の移動に係る手続・諸経費は落札者負担です
所 有 者 の 変 更	<u>令和8年11月26日(木) 午後5時まで</u> 登録変更後「登録識別情報等通知書の写し」を提出 ※ 登録変更等に係る諸経費は落札者負担です
そ の 他	車両の引渡しから14日以内を目安として速やかに 安中市等の印字を塗りつぶす、サイレン等を取り外す等の処理 ※ 上記の処理に係る手続・諸経費は落札者負担です

※上記に記載されている全ての期間のうち、土日祝は除きます。

1 売払方法

一般競争入札により実施します。

一般競争入札とは、複数の申込者が価格を競い合い、市があらかじめ定めた予定価格以上かつ最も高い価格で入札した方と契約する方法です。

2 入札参加資格

個人・法人を問わず、どなたでも入札にご参加いただけます。

未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人の方は、要相談となりますので事前にお問い合わせください。

また、次のいずれかの条件に該当する方は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当すると認められる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められてから3年を経過しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用してから3年を経過しない者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の適用を受ける者
- (5) 次に掲げる税のいずれかに滞納がある者
 - ① 安中市が課税する税
 - ② (個人の場合)住所地または(法人の場合)本店若しくは支店の所在地が安中市以外の市町村(特別区を含む)である場合において、当該市町村が課税する税
- (6) 安中市暴力団等排除条例第2条各号の規定に該当すると認められる者

3 売払いの条件

入札によって得た動産を次の用途に使用することを禁止します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途

4 売払物件

物件 番号	自動車登録番号	車名・型名	走行距離	予定価格 (円)
1	群馬 800 さ 5458	いすゞ（エルフ）・ KK-NKS71GAR	13,800km (車検証表示)	50,000
2	群馬 300 て 2434	トヨタ（ハイエースワゴン）・ KH-KZH116G	117,300km (車検証表示)	50,000
3	群 00 ろ 1091	小松（モーターグレーダー）・ GD281	5,768.2h (アワーメーター表示)	50,000

※ 物件の詳細については別紙公用車売却仕様書をご参考ください。

※ 物件の引渡しは、現状有姿となりますので、必ず車両の状態をご確認ください。また、外見からは判断できない部品の交換等が必要となる場合があります。

※ 落札後の車両移動(手続きを含む。)、費用については、落札者の負担となります。

※ 入札保証金については、免除いたします。

5 入札参加申込み

(1) 提出書類(提出された書類は、返却しません。)

提出書類(個人)	提出書類(法人)
① 入札参加申込書	① 入札参加申込書
② 誓約書	② 誓約書
③ 住民票(マイナンバーの記載がないもの)	③ 現在事項全部証明書
④ 印鑑登録証明書	④ 印鑑証明書
⑤ 市税等の未納がないことの証明書 ※	⑤ 市税等の未納がないことの証明書 ※
⑥ 委任状 ※	⑥ 委任状 ※

・ 同一名義で複数物件の入札に参加する場合、提出部数は1部で足りません。

・ ③～⑤の書類は、発行後3箇月以内の原本とします。

※ ⑤の書類は、入札者の住所地または所在地が安中市外である場合のみ、当該市町村が発行する書類をご用意ください。入札者の住所地または所在地が安中市内である場合は、提出は不要です。

※ ⑥の書類は、代理人を選定して入札に参加する場合のみ必要となります。

(2) 申込書等の提出方法及び提出場所

直接持参または郵送により受け付けます。郵送の場合、申請期間及び入札期間が限られているため、対応にお時間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

【直接持参の場合】

安中市役所 本庁舎2階 財政課 資産活用係 までご持参ください。

その場で提出書類を確認させていただいた後、入札書及び入札案内をお渡しいたします。

【郵送提出の場合】

〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号

安中市役所 財政課 資産活用係 までご送付ください。

※ 送付の際は「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」等送付の記録が残る方法で郵送してください。

提出書類を確認させていただいた後、電子メールにて入札書及び入札案内をお送りします。

(3) 申込書等の提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月15日（火）

午前9時から午後5時まで

※ 土日祝日を除きます。

※ 正午から午後1時までの間に来庁される場合は、事前にご連絡ください。

※ 令和8年9月15日（火）午後5時必着ですので、郵送提出の場合は、余裕をもって発送してください。

(4) 下見会の実施について

令和8年9月1日（火）から令和8年9月15日（火）

午前9時から午前11時及び午後1時から午後3時まで

車両の外観および内観を確認される場合は、事前の予約が必要となります。（土日祝日を除く）

希望する日の前日までに財政課資産活用係までご連絡お願いいたします。

※ エンジンをかけずに確認できる範囲のみとなります。

※ 工具を用いた下見はできません。

6 入札

(1) 入札書の提出方法及び提出場所

直接持参または郵送により受け付けます。

【直接持参の場合】

安中市役所 本庁舎2階 財政課 資産活用係 までご持参ください。

【郵送提出の場合】

〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号

安中市役所 財政課 資産活用係 までご送付ください。

※ 送付の際は「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」等送付の記録が残る方法で郵送してください。

(2) 入札期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月25日（金）の午前9時から午後5時まで

※ 土日祝日を除きます。

※ 正午から午後1時までの間に来庁される場合は、事前にご連絡ください。

※ 令和8年9月25日（金）午後5時必着ですので、郵送提出の場合は、余裕をもって発送してください。

(3) 入札書の作成について

① 入札書に【物件番号】【入札金額】【記入年月日】【入札者住所・氏名】【代理人氏名(※代理人申込を行った場合)】を記入し、押印する。

※ 入札金額の訂正は行わず、算用数字でハッキリと記入し、最初の数字の頭に「¥」または「金」とご記入ください。「¥」や「金」の記入がない入札は失格となります。

※ 入札書には黒のボールペン(摩擦等で字が消えないもの)をご使用ください。

② 封筒用ラベルに【物件番号】【住所・氏名】を記入し、長形封筒に貼り付ける。

③ ①の入札書1枚のみを②の封筒に入れ、しっかりと封をする。

※ 複数物件に対し入札を行う場合は、必ず物件ごとに封筒を分けてください。

④ ③の封筒を持参または郵送の方法により提出する。

※ 複数物件に対し入札を行う場合は、郵送に係る手数料を抑える観点から、大封筒に③の封筒を複数同封したものを1通として郵送いただいても構いません。

(4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格のない者が行った入札
- ② 同一者が同一物件に対して提出した2件以上の入札
- ③ 入札に際し不正行為のあった者が行った入札
- ④ 指定の書式以外の書面による入札
- ⑤ 入札書の必要事項に誤脱や書換え等があることにより内容が不明確な入札
- ⑥ 入札関係職員の指示に従わない等、開札会場の秩序を乱した者が行った入札
- ⑦ その他本書の条件に違反した者が行った入札

7 開札

(1) 開札日時

令和8年9月30日(水) 午前10時00分から

※ 開札当日の受付は、開札開始時刻の30分前から行います。

(2) 開札実施場所

群馬県安中市安中二丁目13番7号 安中市役所 本庁舎2階 中会議室1-A

(3) 開札日における入札者または代理人の来庁について

入札者または代理人の来庁は必須ではありませんが、落札後の手続きをスムーズに行うため、可能な限りご来庁いただきますようお願い申し上げます。

受付の際に本人確認を行いますので、入札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分が分かるものをご用意ください。

8 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除します。

9 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、市が定める予定価格以上で、最高金額で入札された者を落札者とします。
- (2) 上記に該当する者が2名以上いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。
この場合、入札者は、くじ引きを辞退することができません。
- (3) 入札者又は代理人が開札会場にいない場合は、入札事務に関係のない安中市職員が代わりにくじを引くことにより、落札者を決定します。

10 その他の注意事項

- (1) 一度提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換えまたは撤回をすることができません。
- (2) 入札を公正に執行することができないなど、特別の事情があると認める時は、入札の執行を延期し、または取り止めることがあります。

11 売買契約の締結

- (1) 事前に契約書（案）をご覧ください、内容を充分にご確認ください。
- (2) 落札者には開札終了後に契約書をお渡しします。
令和8年10月1日（木）午前9時から令和8年10月15日（木）午後4時までに記名または署名し、及び押印の上、安中市役所財政課資産活用係まで直接提出してください。
※ 本人確認のため、落札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分証明書をご持参ください。
※ 土日祝日を除きます。
※ 必ず「落札者」のご名義で売買契約を締結してください。
- (3) 上記期間中に落札者が契約を締結しない場合、落札の効力を失います。

1 2 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、令和8年10月1日(木)から令和8年10月22日(木)までに、市が発行する納入通知書にて納付していただきます。
- ※ 領収書は、必ず保管してください。車両の引取の際に確認させていただきます。
 - ※ 指定金融機関が使用できない場合に限り、振込納入にも対応可能ですので、ご希望の際はご相談ください。ただし、振込の場合、振込手数料は落札者のご負担となります。
- (2) 上記期限中に売買代金を納入しない場合、売買契約を解除します。

1 3 所有権の移転等

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転します。
- (2) 売買代金納付後、令和8年10月29日(木)午後5時までに安中市役所財政課資産活用係にて動産の引渡しを受け付けます。
- ※ 引渡しの日程については、安中市と落札者で調整を行います。
 - ※ 引渡しの日程は、土日祝を除きます。
 - ※ 納付の確認のため、引渡しの際に売買代金の領収書をご持参ください。
 - ※ 本人確認のため、落札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分証明書をご持参ください。
 - ※ 引渡しは、現状有姿のまま行います。
 - ※ 車両移動に係る手続・諸経費は、落札者の負担となります。
- (3) 車両の引渡し後、令和8年11月26日(木)午後5時までに移転登録等の手続を行ってください。
- ※ 移転登録等に係る手続・諸経費は、落札者の負担となります。
 - ※ 移転登録後、「登録識別情報等通知書の写し」をご提出ください。
- (4) 引渡し後14日以内を目安として速やかに、車両の安中市等の印字を塗りつぶし、サイレン等の取り外しを行ってください。
- ※ 上記処理に係る手続・諸経費は、落札者の負担となります。
 - ※ 塗りつぶし・取り外し完了後の車両の写真をご提出ください。

1 4 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、安中市契約規則、安中市普通財産売払要綱の定めるところによって処理します。

●問い合わせ先

〒379-0192

安中市安中二丁目13番7号

安中市役所 企画政策部 財政課 資産活用係

TEL 027-382-1111 (内線1055)

FAX 027-381-0503

MAIL shisan@city.annaka.lg.jp

公用車売却仕様書

1 売却車両・予定価格・仕様

別紙「公用車詳細仕様書」のとおり

2 契約金額の支払

安中市が作成した納入書等により契約金額を令和8年10月22日（木）までにお支払いください。なお、納入通知書領収書は必ず保管してください。

3 自動車取得税等

本契約に伴い発生する諸税（自動車取得税等）については、買受者の責任・負担において適切に処理してください。

4 リサイクル料金

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金については、以下のとおりです。

・物件1・2：リサイクル料金は預託済みです。当該料金は、本契約の売買代金に含まれるものとします。

・物件3：リサイクル料金は未預託です。当該料金は、本契約の売買代金には含まれず、別途買受者の負担となります。

5 引渡場所

引渡受付：安中市役所 財政課（群馬県安中市安中二丁目13番7号）

引渡場所：別紙「公用車詳細仕様書」に記載の各車両駐車場所

6 引渡期限

車両、譲渡証、リサイクル券（預託証明書）、車の鍵は、契約金額納入後に引き渡します。引渡しの期限は、令和8年10月29日（木）です。具体的な引渡しの日時は、土日祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間で、買受者と安中市で調整の上、決定します。

7 引渡事項

（1）車両は、現状有姿での引渡しとなります。車両の外観および内観については、下見会でご確認ください。（車両の外観および内観を見学する場合は、希望する日の前日までに財政課資産活用係までご連絡ください。）

下見会に参加しなくても入札は可能ですが、その場合は、車両の状態について承諾したものとみなします。車両の状態について疑義がある場合は、必ず下見会の際に確認してください。入札後の不服の申立ては一切認めません。

※下見会開催日：令和8年9月1日（火）から9月15日（火）

午前9時から11時まで及び午後1時から3時まで

（2）売却車両について、引渡し後に隠れた瑕疵等を発見しても、安中市は一切の責任を負いません。

- (3) 一度引き渡した車両は、いかなる理由があっても返品・交換はできません。
- (4) 車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等があります。
- (5) 引渡し後の車両の運搬は、買受者が手配するものとし、運搬費、再登録申請費用等必要とされる費用は、買受者の負担とします。
- (6) 引渡し後の車両の保管は、買受者の責任において行い、路上等に放置しないでください。また、本市が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出してください。
- (7) 買受者は、車両のサイレン装置、赤色灯、消防章及び表示灯を車両の引渡し後14日以内に取り外してください。また、取り外したサイレン装置等は適切に廃棄してください。
- (8) 買受者は、車両の「安中市」、「安中市消防団」、「分団名」、及び「車両番号」等の文字を車両の引渡し後14日以内に塗りつぶし等により削除してください。文字がシールで貼付されている車両において、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除してください。
- (9) サイレン装置等の取り外し及び車両の文字の削除を行った証明として、車両の前方、左右、後方及びキャブ内電子サイレンアンプ取り外し部分の写真を、引渡し後14日以内に本市担当者に提出してください。
- (10) 車両の引渡し時に受領書を提出してください。

8 自動車検査証の登録抹消又は登録識別情報等通知書の所有者の変更

買受者は、車両の引渡し後に、自動車検査証の「安中市」の登録を抹消し、又は登録識別情報等通知書の「安中市」を変更し、令和8年11月26日(木)までに登録識別情報等通知書の写しを本市担当者に提出してください。

手続に係る諸経費は、買受者が負担するものとします。

9 その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、買受者と安中市の間で、別途協議を行うものとします。

10 問い合わせ先

〒379-0192

安中市安中二丁目13番7号

安中市役所 財政課 資産活用係

TEL 027-382-1111 (内線1055)

FAX 027-381-0503

MAIL shisan@city.annaka.lg.jp

入札説明書（令和8年9月30日一般競争入札）

安中市役所 財政課 資産活用係

一般競争入札により落札した車両を乗用する場合、名義変更が必要です。
名義変更、自賠責保険、任意保険の加入に必要な事務及び諸費用は、落札者が負担することとなります。
入札には、本書や令和8年度公用車売払いのご案内をよくお読みいただき、内容を理解した上で参加してください。
期限までに入札書を提出しない方又は競争入札参加資格がないと認められた方は、この競争入札に参加することができません。
特段の定めがない限り、当入札に関する書類の提出先・問合せ先は、安中市役所 財政課 資産活用係となります。

物件一覧

物件番号	項目	内容
1	自動車登録番号	群馬800さ5458
	登録年月日	平成13年2月6日
	初度登録年月	平成13年2月
	自動車の種別	普通
	用途	特殊
	自家用、事業用の別	自家用
	車体の形状	消防車
	車名	いすゞ エルフ
	型式	KK-NKS71GAR
	車検証走行距離計表示 （令和7年1月17日）	13,800km
	車検証旧走行距離計表示 （令和5年1月17日）	11,000km
	最低売却価格（税抜）	50,000円
	車両駐車場所	群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署)
	その他	車検の有効期限：令和9年2月6日 バッテリーが上がっており、エンジンはかかりません。 その他事項は自動車検査証の記載のとおり。
2	自動車登録番号	群馬300て2434
	登録年月日	平成20年2月8日
	初度登録年月	平成13年3月
	自動車の種別	普通
	用途	乗用
	自家用、事業用の別	自家用
	車体の形状	ステーションワゴン
	車名	トヨタ ハイエースワゴン
	型式	KH-KZH116G
	車検証走行距離計表示 （令和6年3月13日）	117,300km
	車検証旧走行距離計表示 （令和4年3月16日）	113,300km
	最低売却価格（税抜）	50,000円
	車両駐車場所	群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署)
	その他	車検の有効期限：令和8年3月30日 この車両はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。 バッテリーが上がっており、エンジンはかかりません。 その他事項は自動車検査証の記載のとおり。
3	自動車登録番号	群00ろ1091
	登録年月日	昭和59年6月12日
	初度登録年月	昭和59年6月
	自動車の種別	大型特殊
	用途	-
	自家用、事業用の別	自家用
	車体の形状	グレーダ
	車名	小松 モーターグレーダー
	型式	GD281
	時間計(アワーメーター)表示 （令和8年5月12日）	5,768.2h
	最低売却価格（税抜）	50,000円
	車両駐車場所	群馬県安中市原市79-3(資材置場)
	その他	車検の有効期限：令和8年8月30日 バッテリーが上がっており、エンジンはかかりません。 その他事項は自動車検査証の記載のとおり。 タイロッドに溶接した箇所があります。

<1> 入札参加資格

整理番号	項目	内容
1-1	入札参加資格	個人・法人を問わず、どなたでも入札できます。 (未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人の方は、参加ができるかどうか要相談となります。) ただし、次のいずれかの内容に該当する方は、参加できません。 ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当すると認められる者 ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められてから3年を経過しない者 ③地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者を代理人、支配人その他の 使用人又は入札代理人として使用してから3年を経過しない者 ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の適用を受ける者 ⑤次に掲げる税のいずれかに滞納がある者 A: 安中市が課税する税 B: 住所地(個人の場合)又は今回の入札に参加する本店若しくは支店の所在地(法人の場合)が安中市 以外の市町村(特別区を含む。以下同じ)である場合において当該市町村が課税する税 ⑥安中市暴力団等排除条例(平成24年条例第26号)第2条各号の規定に該当すると認められる者

<2> 入札参加申込時の提出書類等

入札参加申込には、下記の書類等を添付してください。提出された書類は返却いたしません。
特に指定のない場合、発行から3ヶ月以内の原本書類をご提出ください。

整理番号	項目	内容
2-1	個人・法人共通 入札参加申込書及び誓約書	指定された様式に記名又は署名、押印(実印)の上、提出してください。 入札参加申込者が、今後の入札者、契約者及び車両の名義人になります。 実印は、必ず印鑑登録証明書に印影されたものを押印してください。
2-2	個人 住民票(マイナンバーの記載がないもの) 及び印鑑登録証明書	住所地の市町村が発行したもの
2-3	個人 同意書及び同意者が法定代理人であることを を証する書類	未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人の方は、参加ができるかどうか要相談となります。 参加が認められた場合、同意書及び同意者が法定代理人であることを証する書類(戸籍謄本又は登記事項証明書)を提出してください。
2-4	個人・法人共通 次に掲げる税の未納がないことの証明書 住所地(個人の場合)又は今回の入札に 参加する本店若しくは支店の所在地(法 人の場合)が安中市以外の市町村である 場合において当該市区町村が課税する税	住所地又は所在地が安中市以外の市町村である場合のみ、当該市区町村が発行したものを提出してください。 住所地又は所在地が安中市内の場合、提出は不要です。
2-5	法人 現在事項全部証明書及び印鑑証明書	法務局が発行したもの
2-6	期間	令和8年9月1日(火)から令和8年9月15日(火)の午前9時から午後5時まで。(土日祝日を除く。) 正午から午後1時までの間に直接持参の方法で申込書を提出する場合は、事前に予約が必要となります。
2-7	提出方法	直接持参又は郵送にて提出してください。 インターネット、電子メール、電報、FAX等によるものは受け付けません。 郵送の場合「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」「レターパックライト」のいずれかの記録が残る方法で、令和8年9月15日(火)午後5時までに届くように発送してください。
2-8	提出先	(郵送の場合) 〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 安中市役所 財政課 資産活用係 (直接持参の場合) 安中市役所 本庁舎2階 財政課 資産活用係
2-9	その他	落札した物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、あらかじめ現物の車両の状態を確認してからお申込みください。詳細は<3>車両の公開期間及び場所をご覧ください。

<3> 車両の公開期間及び場所

整理番号	項目	内容
3-1	期間	令和8年9月1日(火)から令和8年9月15日(火)の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時までの時間帯。(土日祝日を除く。)
3-2	場所	(物件1) 群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署) (物件2) 群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署) (物件3) 群馬県安中市原市79-3(資材置場)
3-3	その他	車両の外観および内観、ボンネット内部の下見をする場合は、事前予約が必要となります。下見をしたい日の前日までに財政課資産活用係までご連絡ください。エンジンをかけたり、工具を使用した下見はできません。

<4> 入札書

整理番号	項目	内容
4-1	入札書	指定の書式以外の書面による入札は、無効となります。 入札書作成に当たっては、黒のボールペン(摩擦等で字が消えないもの)を使用し、はっきりとした字でお書きください。
4-2	物件番号	物件番号を記載してください。2つ以上記載されたものは、無効となります。
4-3	入札金額	いずれの物件も消費税は必要ありません。 (物件1)(物件2)については、リサイクル料金は預託済みであり、当該料金は、本契約の売買代金に含まれるものとします。 (物件3)については、リサイクル料金は未預託であり、当該料金は、本契約の売買代金には含まれず、別途買受者の負担となります。
4-4	入札金額の記入方法	入札金額は、算用数字により記載してください。 また、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。
4-5	入札者	入札参加申込者が、記名又は署名、押印(実印)をしてください。 実印は、必ず印鑑登録された印影されたものを押印してください。

4-6	代理人が入札する場合	委任状に記載された代理人の方が記名又は署名、押印をしてください。 また、代理人の印鑑は、委任状に押印したものを使用してください。
4-7	期間	令和8年9月1日（火）から令和8年9月25日（金）の午前9時から午後5時まで。（土日祝日を除く。） 正午から午後1時までの間に直接持参の方法で入札する場合は、事前に予約が必要となります。
4-8	方法	直接持参又は郵送にて提出してください。 インターネット、電子メール、電報、FAX等によるものは、受け付けません。 郵送の場合「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」「レターパックライト」のいずれかの記録が残る方法で、令和8年9月25日（金）午後5時までに届くように発送してください。 入札書1枚ごとに個別の封筒に入れ、しっかりと封をし、封筒用ラベルを添付してください。
4-9	提出先	〈郵送の場合〉 〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 安中市役所 財政課 資産活用係 〈直接持参の場合〉 安中市役所 本庁舎2階 財政課 資産活用係
4-10	その他	理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回を認めません。

<5> 一般競争入札の開札日時及び場所

整理番号	項目	内容
5-1	日時	令和8年9月30日（水） 午前10時
5-2	場所	群馬県安中市安中二丁目13番7号 安中市役所 本庁舎2階 中会議室1-A
5-3	入札の回数	最低入札価格（予定価格）を入札前に公表しているため、入札の回数は1回とします。
5-4	入札保証金	免除
5-5	契約保証金	免除
5-6	開札場所の入場について	開札時刻の30分前から受付を行います。 入場ができるのは、入札者及びその代理人のみです。 受付の際に本人確認を行いますので、入札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分が分かるものをご用意ください。 入場の際は、「令和8年度公用車売払いのご案内」及び「入札説明書」を持参してください。

<6> 一般競争入札の無効

次に挙げる一般競争入札は、無効とします。

整理番号	項目	内容
6-1	一般競争入札の無効	次のいずれかに該当する一般競争入札は、無効とします。 ①入札参加資格のない者が行った入札 ②同一入札者が同一の物件に対して提出した2以上の入札 ③入札に際し不正な行為があった者が行った入札 ④指定の書式以外の書面による入札 ⑤入札書の必要事項に誤脱又は書換え等があることにより内容が不明瞭な入札 ⑥入札関係職員の手指示に従わない等、開札会場の秩序を乱した者が行った入札 ⑦その他一般競争入札に関する条件に違反した者が行った入札

<7> 落札者の決定

整理番号	項目	内容
7-1	決定方法	有効な入札を行った者のうち、市が定める最低入札価格（予定価格）以上かつ最高金額で入札した者を落札者とします。
7-2	落札者となる最高価の入札者が2人以上あるとき	落札者となる最高価の入札者が2人以上あるときは、くじを引くことにより落札者を決めます。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。
7-3	「くじ」について	入札者又は代理人が開札会場にいない場合は、入札事務に関係のない安中市職員が代わりにくじを引くことにより、落札者を決定します。

<8> 契約の締結

整理番号	項目	内容
8-1	契約金額	契約金額は、落札者が入札書に記載した入札金額と同額となります。
8-2	契約締結方法及び期限	事前に公開している契約書（案）に「落札者名」「落札金額」を記載した契約書をお渡ししますので、内容をよく確認してください。 令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）の午前9時から午後4時までに記名又は署名、押印（実印）の上、直接持参により提出してください。（土日祝日を除く。） 契約締結の際に本人確認を行いますので、落札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分が分かるものをご用意ください。 必ず「落札者」の名義で売買契約を締結してください。 期限内に契約を締結しない場合は、落札の効力を失います。

<9> 売買代金

整理番号	項目	内容
9-1	売買代金	売買代金は、落札者が入札書に記載した入札金額及び契約金額と同額となります。
9-2	納入方法及び期限	令和8年10月1日（木）から令和8年10月22日（木）の間に、安中市が発行する納入通知書にて安中市指定の金融機関又は会計課に納付してください。（土日祝日を除く。） 期限内に売買代金を納入しない場合は、売買契約を解除します。
9-3	指定金融機関及び会計課での納付が困難である場合の対応	〈9-2〉に指定する方法での納付が困難である場合、安中市会計口座への振込みによって代金を支払うことも可能です。希望される場合はお申し出ください。 振込みで納入される場合、振込手数料は、落札者の負担となります。

< 1 0 > 車両引渡し及び権利の移転

整理番号	項目	内容
1 0 - 1	権利の移転	所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転します。
1 0 - 2	車両の引渡しの期限	令和8年10月29日（木）午後5時までに、安中市役所財政課にて車両の引渡しを受け付けます。期限内に車両の移動を行えるよう、日程について事前にご相談ください。 引渡しの際は、売買代金が完納となっているかの確認に必要なため、売買代金の領収書をご持参ください。 また、本人確認を行いますので、落札者もしくはその代理人であることがわかる顔写真付きの身分が分かるものをご用意ください。
1 0 - 3	車両の引渡しの注意点	売買代金の納入確認後、車両の鍵・車検証・リサイクル券をお渡しします。引渡しの証明として、受領書に記名又は署名、押印をいただきますので、印鑑をご用意ください。 また、譲渡証明書・委任状・その他移転登録に必要な書類を一緒にお渡しします。
1 0 - 4	車両の移動の手続及び諸経費の負担について	〈物件2〉〈物件3〉は引渡しの時点で車検が満了しております。 車両の移動に係る手続・諸経費は、落札者の負担となりますので、あらかじめご準備ください。
1 0 - 5	登録の期限	車両の引渡し後、令和8年11月26日（木）午後5時までに運輸支局にて移転登録又は永久抹消登録の手続を完了させてください。
1 0 - 6	登録の手続及び諸経費の負担について	移転登録又は永久抹消登録の手続は、落札者が行います。 登録に係る諸経費は、落札者の負担となります。
1 0 - 7	登録後に落札者が提出すべき書類	登録後は、速やかに登録識別情報等通知書の写しを提出してください。

< 1 1 > その他の注意事項

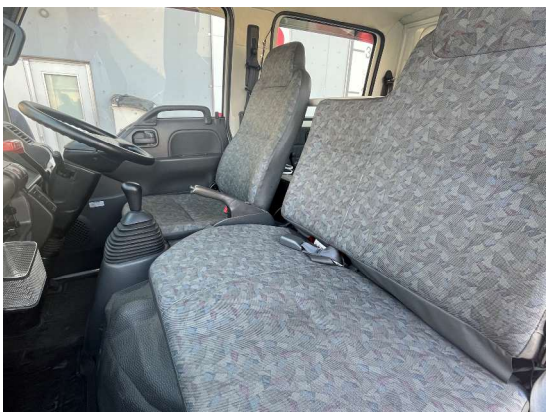
整理番号	項目	内容
1 1 - 1	引渡し後の故障・不具合等について	車両引渡し後の故障・不具合等については、市は一切責任を負いません。
1 1 - 2	印字やサイレンの取り外しについて	引渡し後14日以内を目安として速やかに、車両の「安中市」等の印字を塗りつぶし又は消し、サイレン等の取り外しを行ってください。上記処理に係る諸経費は、落札者の負担となります。 印字の消去・サイレン等の取り外しが完了するまで、車両を公道で走行させることを禁じます。 処理が完了しましたら、塗りつぶし・取り外し後の車両の写真を提出してください。

公用車詳細仕様書

物件番号	1
------	---

自動車登録番号	群馬800さ5458
登録年月日	平成13年2月6日
初度登録年月	平成13年2月
自動車の種別	普通
用途	特殊
自家用、事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名	いすゞ エルフ
型式	KK-NKS71GAR
車検証走行距離計表示 (令和7年1月17日)	13,800km
車検証旧走行距離計表示 (令和5年1月17日)	11,000km
最低売却価格(税抜)	50,000円
車両駐車場所	群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署)
その他	自動車検査証の記載のとおり バッテリーが上がっており、エンジンがかかりません。

※車検の有効期限 令和9年2月6日



公用車詳細仕様書

物件番号	2
------	---

自動車登録番号	群馬300て2434
登録年月日	平成20年2月8日
初度登録年月	平成13年3月
自動車の種別	普通
用途	乗用
自家用、事業用の別	自家用
車体の形状	ステーションワゴン
車名	トヨタ ハイエースワゴン
型式	KH-KZH116G
車検証走行距離計表示 (令和6年3月13日)	117,300km
車検証旧走行距離計表示 (令和4年3月16日)	113,300km
最低売却価格(税抜)	50,000円
車両駐車場所	群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署)
その他	自動車検査証の記載のとおり バッテリーが上がっているため、エンジンがかかりません。

※車検の有効期限 令和8年3月30日

※この車両はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません



公用車詳細仕様書

物件番号	3
------	---

自動車登録番号	群馬00ろ1091
登録年月日	昭和59年6月12日
初度登録年月	昭和59年6月
自動車の種別	大型特殊
用途	-
自家用、事業用の別	自家用
車体の形状	グレーダ
車名	小松 モーターグレーダー
型式	GD281
時間計(アワーメーター)表示 (令和8年5月12日)	5,768.2h
最低売却価格(税抜)	50,000円
車両駐車場所	群馬県安中市原市79-3(資材置場)
その他	自動車検査証の記載のとおり バッテリーが上がっているため、エンジンが かかりません。 タイロッドに溶接した箇所があります。

※車検の有効期限 令和8年8月30日

※タイロッドに溶接した箇所があります。車両の状態をよくご確認くださいませよう
お願いいたします。

